

14 資格取得について

I 中学校・高等学校教諭教職課程

1. 年間予定

1年生

4月	上旬	教職課程ガイダンス
9月	中旬	教職課程履修登録ガイダンス
	指定期間	教職課程履修届申込・教職課程費納入期間

2年生

3月	下旬	教職課程ガイダンス（全学年合同説明会・履修カルテ記入）
9月	中旬	教職課程ガイダンス（履修カルテ記入）
11月	下旬	介護等体験ガイダンス（中学校教諭1種免許状取得希望者のみ）
12月	上旬	介護等体験申込・費用納入期限

3年生

通年	各自定められた日程	介護等体験 ・特別支援学校2日間 ・社会福祉施設5日間 各体験終了後、介護等体験修了証明書提出
3月	下旬	教職課程ガイダンス （全学年合同説明会・教育実習予備登録説明会・履修カルテ記入）
4月	4月～5月	教育実習校開拓
	中旬	「教育実習予備登録票」提出期限
5月	上旬	教育実習内諾活動ガイダンス
	下旬	「教育実習内諾書」郵送期限
9月	中旬	教職課程ガイダンス（履修カルテ記入）
1月	中旬	教育実習承諾活動ガイダンス
	2月～3月	教育実習校訪問
3月	中旬	「教育実習承諾書」郵送期限

4年生

3月	下旬	教職課程ガイダンス（全学年合同説明会・履修カルテ記入） 教育実習事前オリエンテーション
4月	指定期間	教育実習費納入期限
5～11月	実習校指定期間	教育実習（中学校3週間 or 高等学校2週間）
	実習終了後2週間以内	「教育実習日誌」提出
10月	中旬	教員免許状一括申請説明会
	下旬	「教育職員免許状授与願」提出
10～12月	実習校指定期間	教職実践演習実務実習（3日間）
2月	下旬～3月上旬	教育職員免許状取得者発表
3月	卒業式	教育職員免許状配布（埼玉県教育委員会交付）

※上記の年間スケジュールの詳細はすべて掲示にて行う。掲示で指定された日程に従うこと。

※ガイダンス時には、必ずこの『学生要覧』を持参すること。

2. 教職課程について

1) 教職課程

教職課程は、教育職員免許法に基づき、大学における所定の基礎資格を修得し、かつ定められた必要単位を修得することによって、教育職員免許状が授与されるための養成課程である。

教育職員免許状は、本学で定める卒業に必要な要件を充たすとともに、教育職員免許法に定める必要な単位を修得した者に卒業と同時に教育委員会より授与される。本学で取得できる中学校、高等学校及び特別支援学校教員免許状の種類および免許教科は表1のとおりである。

表1 免許状の種類及び免許教科

学 部	学 科	免許状の種類	免許教科
政治経済学部	政治経済学科	中学校教諭1種免許状	社会
		高等学校教諭1種免許状	公民、地理歴史
人文学部	欧米文化学科	中学校教諭1種免許状	英語
		高等学校教諭1種免許状	英語
	日本文化学科	中学校教諭1種免許状	国語
		高等学校教諭1種免許状	国語
人間福祉学部	こども心理学科	中学校教諭1種免許状	保健
		高等学校教諭1種免許状	保健
		特別支援学校教諭1種免許状	(知的障害者、肢体不自由者、病弱者)
	人間福祉学科	高等学校教諭1種免許状	福祉

2) 教職課程の履修について

教職課程の履修に際しては、教務課へ「教職課程履修届」を提出し、「教職課程費」を納入しなくてはならない。また、一旦教職課程履修届を提出した後、何らかの事情により、これを辞退する場合についても辞退届を提出しなくてはならない。

学業成績不良の者、または本学の定める諸規則に違反するなど懲戒を受けた者は、教職課程の履修継続を認められない場合がある。

3) 教職課程を学ぶにあたって

教職課程の履修は、卒業に必要な授業科目と並行して履修することから、学生にとって決して容易なことではない。

また、履修に際しては学納金以外に教職課程費、介護等体験費、介護実習・社会福祉援助実習費、教育実習費が必要となる。これらの費用は、取得希望免許状種類および免許教科によって異なるが、通常の学納金以外に費用が発生することを理解しておくこと。また、一度徴収した費用については、理由の如何にかかわらず返金できないので、払込時に十分注意しておくこと。

近年、教職課程の履修者の増加に伴い、4年次における教育実習の実施にあたり、受入実習校より教員採用試験の受験意思があるものに限る等の誓約を課す学校が見受けられる。自らの将来の進路について熟慮した上で、本当に教職に就くことを目指す者、教職課程を最後までやり遂げる意志のある者の履修を望む。

教育職員免許状の取得にむけては、学習における自らの不断の努力は当然のことながら、本学教職課程の指導支援、介護等体験・教育実習における関係機関および実習受入校の多大な協力なくして実現することはできない。したがって、途中で教職課程を辞退するという事は、関係者に迷惑をかけるだけではなく、本学と関係機関との信頼関係に支障をきたすこともありうる。このような事態を引き起こさないためにも、途中で辞退することのないようあらためて注意を促す。

教職課程の履修に際しては、各種実習ならびに免許状申請に関する指導および事務手続きが頻繁に行われる。教務課からの掲示・指示に従い、各種指導および事務手続きについて遺漏のないよう努めること。

3. 履修方法について

教育職員免許状を取得するには、以下の要件を満たさなくてはならない。

- ① 基礎資格を有すること。(学士号の取得すなわち卒業すること。)
- ② 免許取得に必要な科目を履修し、必要単位数を修得すること。

P.315表2 および P.316表3 のとおり、免許状の種類、免許教科に応じた所定の単位を修得すること。入学年度によってカリキュラムが異なり、また、免許状の種類および免許教科によって取り扱いが異なるので、常に〇〇年度入学なのか、〇〇学校の免許状の〇〇科の免許取得を目指しているのかを念頭におきつつ、参照すること。

*P.323以降、入学年度・学科・免許状の種類に応じてカリキュラムが示されている。

表2 免許状を取得するのに必要な単位数

〈2018年度生〉

免許状の学校種	中学校教諭1種免許状			高等学校教諭1種免許状			
	社会	英語	国語	公民	地理歴史	英語	国語
学 科	P	A	J	P	P	A	J
教職に関する科目	35	35	35	27	27	27	27
教科に関する科目	36	24	22	22	20	24	20
教科又は教職に関する科目	2	6	12	0	0	0	6
上記いずれかより	0	0	0	10	12	8	6
合 計	73	65	69	59	59	59	59

※特別支援学校教諭1種免許状を取得するのに必要な単位は、児童学科の頁を参照のこと

〈2017年度生〉

免許状の学校種	中学校教諭1種免許状				高等学校教諭1種免許状					
	社会	英語	国語	保健	公民	地理歴史	英語	国語	保健	福祉
学 科	P	A	J	D	P	P	A	J	D	W
教職に関する科目	37	37	37	35	29	29	29	29	27	29
教科に関する科目	36	24	22	20	22	20	24	20	22	28
教科又は教職に関する科目	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0
上記いずれかより	0	0	0	2	8	10	6	10	10	2
合 計	75	63	61	59	59	59	59	59	59	59

※特別支援学校教諭1種免許状を取得するのに必要な単位は、こども心理学科の頁を参照のこと

〈2016年度生〉

免許状の学校種	中学校教諭1種免許状				高等学校教諭1種免許状					
	社会	英語	国語	保健	公民	地理歴史	英語	国語	保健	福祉
学 科	P	A	J	D	P	P	A	J	D	W
教職に関する科目	37	37	37	37	29	29	29	29	29	29
教科に関する科目	36	24	22	20	22	20	24	20	22	28
教科又は教職に関する科目	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0
上記いずれかより	0	0	0	0	8	10	6	10	8	2
合 計	75	63	61	59	59	59	59	59	59	59

※特別支援学校教諭1種免許状を取得するのに必要な単位は、こども心理学科の頁を参照のこと

表3 〈教育職員免許法施行規則第66条の6〉に規定する単位の修得

免許法施行規則に定める科目	単位数	本学における授業科目	単位数	履修区分
日本国憲法	2単位	日本国憲法	2単位	必修
体育	2単位	健康・体力づくり実習 A 健康・体力づくり実習 B 生涯スポーツ実習 A 生涯スポーツ実習 B	1単位 1単位 1単位 1単位	2科目 2単位選択必修
外国語コミュニケーション	2単位	ECA(Speaking) I	2単位	必修
情報機器の操作	2単位	情報基礎* 情報リテラシー*	2単位 2単位	1科目 2単位選択必修

*教職課程履修ガイダンスでの指示に従うこと。

免許取得に必要な科目は、次のカテゴリーからなる。表2および表3で定める単位数を修得し、かつ卒業に必要な単位数を修得すること。

〈教職に関する科目〉免許取得にむけて、免許教科に関わりなく共通して必要な科目である。卒業要件単位には含まれない。これについて、本学で定める授業科目および単位数については、表2のとおりである。ただし、P.317表4に示す科目については、教職課程履修者は卒業要件単位に含まれる。

〈教科に関する科目〉免許教科に関係する専門科目であり、所属学科での卒業要件単位数に含まれる。それぞれの履修科目は取得しようとする教科により異なる。

※人間福祉学科の一部科目を除く。

〈教科又は教職に関する科目〉免許取得に関係する科目であり、所属学科での卒業要件単位数に含まれる。

〈上記いずれかより〉上記3つのカテゴリーより最低必要単位数を超過した単位数分を充当することができるものである。

〈66条の6科目〉上記とは別に、「教育職員免許法施行規則第66条の6」に規定する単位を修得すること(表3)。政治経済学科の学生については、学科専門科目の「憲法」(4単位)を「日本国憲法」にあててもよい。

教職課程の履修については、各学科課程の卒業要件単位を修得しつつ、それぞれの科目が割り当てられている当該学年時に単位修得することが望ましい。

当該学年時に単位修得できなかった場合、教科教育法の履修、教育実習への参加に支障をきたすことが想定されるとともに、卒業と同時に教員免許を取得することが難しくなる。

その場合、卒業後も本学科目等履修生となるか教職課程のある他大学において単位修得しなければ教員免許を取得することができないので、計画的に履修・単位修得を進めること。

なお、表2にあるとおり、取得免許教科の最低修得単位数を充たすよう単位修得するためには、教職に関する科目もしくは教科に関する科目での単位修得をもって最低修得単位数を充足する必要がある。

表 4 - 1 学科卒業要件充当科目 [2018年度入学生用]

対象学科	学科目名	単位
P、A、J	教師論	2 単位
P	公民科教育法	2 単位
P	地理歴史科教育法	2 単位
P	社会科公民的分野教育法	2 単位
P	社会科地理・歴史的分野教育法	2 単位
P	社会科授業研究 I・II	各 2 単位
A	英語科教育法 I・II・III・IV	各 2 単位
J	国語科教育法 I・II・III・IV	各 2 単位
P、A、J	道德教育指導法	2 単位
P、A、J	介護等体験及び事前事後指導	2 単位
P、A、J	キリスト教と学校教育	2 単位
A	教えるための英文法	4 単位
J	教えるための古典 I・II・III・IV	各 2 単位
J	教えるための現代文 A・B	各 2 単位

表 4 - 2 学科卒業要件充当科目 [2017年度以前入学生用]

対象学科	学科目名	単位
P、A、J、W	教師論	2 単位
P	公民科教育法	2 単位
P	地理歴史科教育法	2 単位
P	社会科公民的分野教育法	2 単位
P	社会科地理・歴史的分野教育法	2 単位
P	社会科授業研究 I・II	各 2 単位
A	英語科教育法 I・II・III・IV	各 2 単位
J	国語科教育法 I・II・III・IV	各 2 単位
W	福祉科教育法 I・II	各 2 単位
P、A、J	道德教育の研究／道德教育指導法	2 単位
P、A、J	介護等体験及び事前事後指導	2 単位
A、J	情報処理論	4 単位
D	教育心理学	2 単位
D	教育相談（カウンセリングを含む。）	2 単位
W	教育心理学※	4 単位

表 4 は、所属学科における卒業要件に含まれるため、履修登録時での履修上限単位数に含まれる。
 ※所属学科専門科目として当該科目を履修する場合、所属学科における卒業単位数に含まれる。

4. 履修登録について

〈1年生及び新規申込者〉

- 1) 中学校・高等学校教諭1種免許状の取得を希望する者は、履修登録前のガイダンスに参加し、「教職課程履修届」を提出すること。提出期限は、ガイダンス時に告知する。
- 2) 教職課程履修希望者は、新規申込の年次に教職課程費を納入すること。納入期限は、ガイダンス時に告知する。
- 3) 英語科教員免許を希望する者について、原則として、教職課程科目の履修を開始する時点において、TOEIC-IP320 (TOEFL-ITP320) 点以上であること。この要件を満たさない場合、英語科の教職課程の履修を認めない。

〈2年生〉

- 1) 2年次開設の教職課程科目の履修登録を行うには、1年次終了時に、卒業所要単位のうち**30単位以上**修得できていること。
- 2) 英語科教員免許を希望する者について、原則として、「英語科教育法Ⅰ」の履修を開始する時点において、TOEIC-IP350 (TOEFL-ITP350) 点以上であること。この要件を満たさない場合、「英語科教育法Ⅰ」、「英語科教育法Ⅱ」、「英語科教育法Ⅲ」、「英語科教育法Ⅳ」および「教育実習」の履修を認めない。但し、他の教職課程科目の履修は引き続き認める。
※TOEFLの制度変更により、スコアが変更になる場合がある。変更の場合、掲示で告知する。
- 3) 国語科教員免許を希望する者について、原則として、「国語科教育法Ⅱ」の履修を開始する時点において、日本語検定3級以上を取得していること。この要件を満たさない場合、「国語科教育法Ⅱ」、「国語科教育法Ⅲ」、「国語科教育法Ⅳ」および「教育実習」の履修を認めない。但し、他の教職課程科目の履修は引き続き認める。また、「国語科教育法Ⅰ・Ⅱ」を履修する際は、「教えるための古典Ⅰ・Ⅱ」を修得済みか、並行履修のこと。

〈3年生〉

- 1) 3年次開設の教職課程科目の履修登録を行うには、2年次終了時に、卒業所要単位のうち**58単位以上**を修得できていること。
- 2) 国語科教員免許を希望する者について、「国語科教育法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」を履修する際は、「教えるための古典Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」を修得済みか、並行履修のこと。

〈4年生〉

- 1) 4年次開設「教育実習」について、以下の履修登録条件を設ける。

- ① 前年度（3年次終了）までに、以下の単位を修得していること。

教師論

教育原理

教育心理学

教育方法論

教科教育法（取得希望免許にかかわるすべての教科教育法について単位修得済であること。）

保健科教員免許を希望する者は上記に加えて、以下の単位を修得していること。また、3年次終了時に、一定の成績を修めていること。

体のしくみ・働き

環境衛生学

学校保健概論（安全を含む。）

精神保健学

救急処置法（実習を含む。）

- ② 卒業年次において、修得済および履修単位数の合計が卒業要件を満たしていること。

- 2) 4年次開設「教職実践演習(中等)」について、以下の履修登録条件を設ける。
「中学校教育実習」または「高等学校教育実習」を修得済みか、平行履修すること。

なお、「特別支援教育実習」についての履修登録条件は、P.266「特別支援学校教諭1種免許状について」に記載する。

5. 介護等体験について

1) 介護等体験とは

1997年6月18日、「小学校および中学校の教諭の普通免許状授与に関わる教育職員免許法の特例等に関する法律（介護等体験法）」が公布された。これは、小学校および中学校の教育職員免許状を取得する者に対し、7日間（内訳は、特別支援学校において2日間、社会福祉施設で5日間）の介護等体験の実施を義務付けるものである。

2) 介護等体験の手続きおよび実施について

中学校教諭1種免許状取得を希望する者は、3年次に開講する「介護等体験及び事前事後指導」（2単位）を必修で履修しつつ、同科目の中で実習に相当する「介護等体験」に臨むこととなる。

対象者	中学校教諭1種免許状取得希望者
対象年次	3年次
体験日数	7日間（内訳：埼玉県内の特別支援学校2日間、埼玉県内の社会福祉施設5日間）
体験期間	体験期間および体験施設（学校）の決定は、埼玉県教育委員会及び埼玉県社会福祉協議会が行う。決定結果は追って掲示で知らせる。
申し込み手続	2年次秋学期。詳細については掲示参照のこと。諸手続きは大学がとりまとめて埼玉県教育委員会及び埼玉県社会福祉協議会へ行うことになっており、学生が個人で申込みをすることはできない。

注1) 介護等体験は、講義授業と実習に相当する体験学習から構成される。講義授業と体験学習に取り組むだけの意欲が必要である。また、介護等体験の申込み後、体験を辞退した学生は、やむを得ない事由を除き、再履修はできない。将来の進路、学習計画を十分に考慮の上、申込みに臨むこと。

注2) 介護等体験の受入れ調整は、各都道府県ごとに福祉施設については社会福祉協議会、特別支援学校については教育委員会が行う。決定された体験期間は変更することができない。途中で辞退することのないよう、各自、教職課程について十分な自覚を持った上で介護等体験の申込みをすること。

注3) 介護等体験申込者は、指定期日までに介護等体験費を教職支援センターに支払うこと。

注4) 大学は、指定期日までに申込みのあった学生について、とりまとめて埼玉県教育委員会及び埼玉県社会福祉協議会へ申し込みをする。申込みをしなかった学生は、介護等体験を行うことができない。

注5) 介護等体験終了後、直ちに「介護等体験修了証明書」を教職支援センターへ提出すること。

6. 教育実習について

教育実習は、実習前年度である3年次での準備期間と実習年度である4年次での実習期間の2ヵ年によって構成される。3年次においては実習先の開拓にあたり、4年次では実際の教育実習を通じての実践授業に臨むことになる。

〈3年次の手続きについて〉

1) 教育実習内諾活動ガイダンス

教育実習予定校確保にむけ、必要書類の配布およびガイダンスを実施する。

2) 実習校開拓活動

各自、教育実習をお願いする中学校もしくは高等学校へ「教育実習依頼状（内諾願）」を持参の上訪問し、実習校確保にむけての依頼活動を行う。

なお、実習校によって「誓約書」の提出を求められる場合がある。提出の必要の有無、書式等について、各自実習校に確認しておくこと。

3) 教育実習承諾活動ガイダンス

これまでの「内諾」から最終的な「承諾」にむけての「教育実習依頼状（承諾願）」交付のためのガイダンスを実施する。

4) 教育実習予定校訪問

春季休暇期間中に「教育実習依頼状（承諾願）」を持参の上教育実習予定校を訪問し、既に確保している「内諾」を最終的な「承諾」に結びつける。

〈4年次の手続きについて〉

1) 教育実習事前オリエンテーション

教育実習にむけて、オリエンテーションを行う。教育実習の心構え、姿勢等について教育上のアドバイスを行うとともに、教育実習に必要な各種書類（実習日誌、出勤簿、評価票等）の配布を行う。

2) 教育実習費納入

指定期日までに教育実習費を納入すること。

3) 教育実習

教育実習事前事後指導の科目である「中学校教育実習」または「高等学校教育実習」を必修で履修しつつ、指定された期間に教育実習に臨む。教育実習先での、遅刻・欠勤のないよう自己管理に特に注意すること。

7. 教育職員免許状一括申請について

卒業予定者で、教育職員免許法に規定する所要資格を有する者は、教育職員免許状の授与申請を行うことができる。本学では、毎年秋に教育職員免許状一括申請を実施している。

一括申請とは、大学が免許状取得有資格者をとりまとめて、免許状の授与権者である埼玉県教育委員会へ免許状の申請を行うことである。

一括申請手続きを怠った者、あるいは教職課程の修了要件を満たさずして卒業し、卒業後他大学で免許状所要資格を得た者は、個人で居住地の教育委員会に授与申請を行うことになる。個人申請については、各都道府県の教育委員会によって手続きが異なるので、教育委員会に問い合わせること。

1) ガイダンス

一括申請に関わるガイダンスを実施するとともに、必要書類の配布を行う。ガイダンスの日時、詳細は掲示を確認すること。

2) 教育職員免許状取得者発表

卒業生氏名発表と同時に教育職員免許状取得者を掲示にて発表する。

3) 教育職員免許状配布

卒業式にて、教育職員免許状を配布する。

8. 入学年度・所属学科・免許教科毎のカリキュラム一覧

〈教職に関する科目〉

政治経済学科、欧米文化学科、日本文化学科、こども心理学科、人間福祉学科

免許法施行規則に定める科目区分等	科目記号-学科コード-番号	学名	左記に対応する本学開設科目	単位		開講期			対象学年	備考 ○印週1回授業 ◎印週2回授業
				必修	選択	春学期	秋学期	その他		
教職の意義等に関する科目	TEAT-0-100	教師論		2			○		1	
教育の基礎理論に関する科目	PEDA-0-100	教育原理		2			○		1	2017年度以前入学生用 Dおよび2018年度入学生用 } ※ 1 1科目2単位以上選択必修
	PSYC-0-200	教育心理学		4				閉講	2	
	PSYC-0-200	教育心理学		2			○		2	
	PEDA-0-200	教育経営			2		○		2	
	PEDA-0-200	教育社会学			2		○		2	
	PEDA-0-300	学校と教育の歴史			2	○			3	
	PSYC-0-200	青年心理学			4			閉講	2	
教育課程及び指導法に関する科目	PEDA-0-200	教育課程論		2			○		1	中免必修 *PAJW2016年度入学生用 中免必修 *Dおよび2017年度以降入学生用 2017年度以前入学生用 2018年度入学生用 ※教科教育法については、※2を参照
	TEAT-0-200	教育方法論		2			○		2	
	TEAT-0-200	道德教育の研究			2		○		2	
	TEAT-0-200	道德教育指導法			2		○		2	
	TEAT-0-300	特別活動の理論と方法		2		○			3	
	TEAT-0-300	特別活動指導法		2		○			3	
	SUBP-0-200	社会科公民的分野教育法			2		○		2	
	SUBP-0-200	社会科地理・歴史的分野教育法			2	○			2	
	SUBP-0-300	公民科教育法			2	○			3	
	SUBP-0-300	地理歴史科教育法			2		○		3	
	SUBP-0-300	社会科授業研究Ⅰ			2	○			3	
	SUBP-0-300	社会科授業研究Ⅱ			2		○		3	
	SUBP-0-200	英語科教育法Ⅰ		2		○			2	
	SUBP-0-200	英語科教育法Ⅱ		2			○		2	
	SUBP-0-300	英語科教育法Ⅲ			2	○			3	
	SUBP-0-300	英語科教育法Ⅳ			2		○		3	
	SUBP-0-200	国語科教育法Ⅰ		2		○			2	
	SUBP-0-200	国語科教育法Ⅱ		2			○		2	
	SUBP-0-300	国語科教育法Ⅲ			2	○			3	
	SUBP-0-300	国語科教育法Ⅳ			2		○		3	
	SUBP-0-200	保健科教育法Ⅰ		2		○			2	
	SUBP-0-200	保健科教育法Ⅱ		2			○		2	
	SUBP-0-300	保健科教育法Ⅲ			2	○			3	
	SUBP-0-300	保健科教育法Ⅳ			2		○		3	
	SUBP-0-300	福祉科教育法Ⅰ		2				休講	3	
	SUBP-0-300	福祉科教育法Ⅱ		2				休講	3	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	TEAT-0-200	生徒指導論(進路指導を含む。)		2		○			2	
TEAT-0-200	教育相談(カウンセリングを含む。)		2		○			2		
教育実習	TEAT-0-400	高等学校教育実習			3	○			4	} ※ 3
	TEAT-0-400	中学校教育実習			5	○			4	
教職実践演習	TEAT-0-400	教職実践演習(中等)		2			○		4	

※1 「教育経営」「教育社会学」より1科目2単位以上選択必修で履修すること。

※2 教科教育法については、下記の通り必修にて履修すること。

公民：公民科教育法、社会科公民的分野教育法（計4単位）

地理歴史：地理歴史科教育法、社会科地理・歴史的分野教育法（計4単位）

社会：社会科公民的分野教育法、社会科地理・歴史的分野教育法、社会科授業研究Ⅰ、社会科授業研究Ⅱ（計8単位）

英語：【高免取得希望者】英語科教育法Ⅰ、英語科教育法Ⅱ（計4単位）

英語：【中免取得希望者】英語科教育法Ⅰ、英語科教育法Ⅱ、英語科教育法Ⅲ、英語科教育法Ⅳ（計8単位）

国語：【高免取得希望者】国語科教育法Ⅰ、国語科教育法Ⅱ（計4単位）

英語：【中免取得希望者】国語科教育法Ⅰ、国語科教育法Ⅱ、国語科教育法Ⅲ、国語科教育法Ⅳ（計8単位）

保健：【高免取得希望者】保健科教育法Ⅰ、保健科教育法Ⅱ（計4単位）

英語：【中免取得希望者】保健科教育法Ⅰ、保健科教育法Ⅱ、保健科教育法Ⅲ、保健科教育法Ⅳ（計8単位）

福祉：福祉科教育法Ⅰ、福祉科教育法Ⅱ（計4単位）

※3 高免取得希望者は、高等学校教育実習（3単位）を必修で履修のこと。

中免取得希望者は、中学校教育実習（5単位）を必修で履修のこと。

中免・高免両方を取得希望者は、中学校教育実習（5単位）を必修で履修のこと。

中学校教育実習（5単位）及び高等学校教育実習（3単位）には、それぞれ事前・事後指導1単位を含む。

〈教科又は教職に関する科目〉 [2018年度入学生用]

免許法施行規則に定める科目区分等	チャップ	左記に対応する本学開設科目	単位		開講期			学年	備考	○印週1回授業 ◎印週2回授業
			必修	選択	春学期	秋学期	その他			
教科又は教職に関する科目		介護等体験及び事前事後指導		2			集中	3	中免必修	
		道徳教育指導法		2		○		2	中免必修※	
		キリスト教と学校教育		2		○		2		
		教えるための英文法		4		◎		2	A	
		教えるための古典Ⅰ	2		○			2	J	
		教えるための古典Ⅱ	2			○		2	J	
		教えるための古典Ⅲ		2			未開講	3	J、中免必修	
		教えるための古典Ⅳ		2			未開講	3	J、中免必修	
		教えるための現代文A		2	○			2	} J、選択必修	
	教えるための現代文B		2			休講	2			

※中免を履修するものが「道徳教育指導法」を修得した場合には、教職に関する科目の単位となる。

〈教科又は教職に関する科目〉 [2017年度以前入学生用]

免許法施行規則に定める科目区分等	チャップ	左記に対応する本学開設科目	単位		開講期			学年	備考	○印週1回授業 ◎印週2回授業
			必修	選択	春学期	秋学期	その他			
教科又は教職に関する科目		介護等体験及び事前事後指導		2			集中	3	中免必修	
		道徳教育の研究		2		○			中免必修※PAJW2016年度入学生用	
		道徳教育指導法		2		○		2	中免必修※2017年度入学生用	

※中免を履修するものが「道徳教育指導法」を修得した場合には、教職に関する科目の単位となる。

〈教科に関する科目〉

免許法施行規則に定める科目区分等	手続	左記に対応する本学開設科目	単位		開講期			学年	備考	○印週1回授業 ◎印週2回授業
			必修	選択	春学期	秋学期	その他			
法律学 (国際法を含む。)、 政治学 (国際政治を含む。)		法学	4		◎	◎		1	2018年度入学生用 2017年度以前入学生用 2018年度入学生用 2017年度以前入学生用 } 1科目2単位以上選択必修	
		国際法		4	◎			1		
		政治学	4		◎	◎		1		
		国際政治学		4	◎			1		
		国際政治論		4	◎			1		
社会学、経済学 (国際経済を含む。)		社会学	4		◎			1		
		経済学	4		◎	◎		1		
		国際経済学		4				休講		1
		国際経済論		4				休講		1
哲学、倫理学、 宗教学、心理学		哲学概論		2	○			1		
		倫理学概論		2	○			1		
		キリスト教社会倫理A	2		○	○		3		
		キリスト教社会倫理B	2		○	○		3		
合		計	22	*	* P. 315 表 2 「上記いずれかより」					

政治経済学科 地理歴史

〈教科に関する科目〉

免許法施行規則に定める科目区分等	手続	左記に対応する本学開設科目	単位		開講期			学年	備考	○印週1回授業 ◎印週2回授業
			必修	選択	春学期	秋学期	その他			
日本史		日本史概説A	2		○			1	隔年開講 隔年開講 2017年度以前入学生用	
		日本史概説B	2			○		1		
		日本政治史		4				休講		1
外国史		西洋史概説A	2		○			1		
		西洋史概説B	2			○		1		
		東洋史概説A	2		○			1		
		東洋史概説B	2			○		1		
		西洋思想史		4	◎			1		
人文地理学及び 自然地理学		自然地理学概説	2		○			1		
		人文地理学概説	2			○		1		
地誌		地誌学概説A	2		○			1		
		地誌学概説B	2			○		1		
		地域圏研究(アジア)		4				休講		1
		地域圏研究(アメリカ)		4				休講		1
		地域圏研究(ヨーロッパ)		4				休講	1	
		地域圏研究(ロシア・東欧)		4				閉講	1	
合		計	20	*	* P. 315 表 2 「上記いずれかより」					

〈教科に関する科目〉

免許法施行規則に定める科目区分等	コード	左記に対応する本学開設科目	単位		開講期			学年	備考	○印週1回授業 ◎印週2回授業
			必修	選択	春学期	秋学期	その他			
日本史及び外国史		日本史概説A	2		○			1	2017年度以前入学生用	
		日本史概説B	2			○		1		
		日本政治史		4			休講	1		
		西洋史概説A	2		○			1		
		西洋史概説B		2		○		1		
		東洋史概説A	2		○			1		
		東洋史概説B		2		○		1		
		西洋思想史		4	◎			1		
地理学 (地誌を含む。)		自然地理学概説	2		○			1		
		人文地理学概説	2			○		1		
		地誌学概説A	2		○			1		
		地誌学概説B		2		○		1		
		地域圏研究(アジア)		4			休講	1		
		地域圏研究(アメリカ)		4			休講	1		
		地域圏研究(ヨーロッパ)		4			休講	1		
		地域圏研究(ロシア・東欧)		4			閉講	1		
法律学、政治学		法学	4		◎	◎		1		
		国際法		4	◎			1		
		政治学	4		◎	◎		1		
		国際政治学		4	◎			1		
		国際政治論		4	◎			1		
社会学、経済学		社会学	4		◎			1		
		経済学	4		◎	◎		1		
		国際経済学		4			休講	1		
		国際経済論		4			休講	1		
哲学、倫理学、 宗教学		哲学概論		2	○			1		
		倫理学概論		2	○			1		
		キリスト教社会倫理A	2		○	○		3		
		キリスト教社会倫理B	2		○	○		3		
合 計			36	*	高免	*	P.315 表2	「上記いずれかより」		

〈教科に関する科目〉 [2018年度入学生用]

免許法施行規則に定める科目区分等	学 年	左記に対応する本学開設科目	単 位		開講期			学年	備 考	○印週1回授業 ◎印週2回授業
			必修	選択	春学期	秋学期	その他			
英語学		現代英文法	4			◎		1～	※1 ※2 ※2	
		英語学概論	4		◎			2～		
		英語音声学		4	◎			1～		
英米文学		英米文学概論	4		◎		2～			
英語 コミュニケーション		Public Speaking	4		◎			2～		
		グローバルリーディングスキルズ	2			◎		2～		
		グローバルライティングスキルズ	2		◎			2～		
異文化理解		異文化理解	4		◎			1～		
		現代アメリカ事情		4		◎		1～		
		英語圏文化		4			休講	2～		
合 計			24	*				* P. 315 表2 「上記いずれかより」		

※1 TOEFL350点以上、TOEIC350点以上のいずれかであること。

※2 TOEFL380点以上、TOEIC380点以上のいずれかであること。

〈教科に関する科目〉 [2017年度以前入学生用]

免許法施行規則に定める科目区分等	学 年	左記に対応する本学開設科目	単 位		開講期			学年	備 考	○印週1回授業 ◎印週2回授業
			必修	選択	春学期	秋学期	その他			
英語学		現代英文法	4			◎		1～	※1 ※1 ※2	
		英語学概論	4		◎			2～		
		英語音声学		4	◎			1～		
英米文学		英米文学概論	4		◎			2～		
		英米児童文学		4	◎			2～		
英語 コミュニケーション		Speech & Debate A	4		◎			2～		
		Speech & Debate B	4			◎		2～		
		Intercultural Communication		4			休講	2～		
異文化理解		異文化理解	4		◎			1～		
		現代アメリカ事情		4		◎		1～		
		英語圏文化		4			休講	2～		
合 計			24	*				* P. 315 表2 「上記いずれかより」		

※1 TOEFL350点以上、TOEIC350点以上のいずれかであること。

※2 TOEFL380点以上、TOEIC380点以上のいずれかであること。

〈教科に関する科目〉 [2018年度入学生用]

免許法施行規則に定める科目区分等	モジュール	左記に対応する本学開設科目	単位		開講期			学年	備考	○印週1回授業 ◎印週2回授業	
			必修	選択	春学期	秋学期	その他				
国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)		日本語学概説	4		◎			1	中免必修※		
		文章表現法	2		○	○		1			
		日本語表現法(ディベート)	2		*		集中	2			
国文学 (国文学史を含む。)		日本文学概説	4			◎		1			
		日本文学史(近現代)	4			◎		1			
漢文学		中国文学		4		◎		1			
		漢文学概説	4		◎			1			
書道(書写を中心とする。)		書道	2		◎	◎		1			
合 計			22	0	中免						
			20	*	高免 * P.315 表2 「上記いずれかより」						

※中免用科目。高免を履修するものが修得した場合、学科専門科目の単位となる。

〈教科に関する科目〉 [2017年度以前入学生用]

免許法施行規則に定める科目区分等	モジュール	左記に対応する本学開設科目	単位		開講期			学年	備考	○印週1回授業 ◎印週2回授業
			必修	選択	春学期	秋学期	その他			
国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)		日本語学概説	4		◎			1	隔年開講 隔年開講	
		文章表現法	2		○	○		1		
		日本語表現法(ディベート)	2		*		集中	2		
		日本語学(文法)A		2	○			2		
		日本語学(文法)B		2		○		2		
		日本語学(音声・音韻)A		2		○		2		
		古典日本語Ⅰ		2	◎			2		
		古典日本語Ⅱ		2		◎		2		
		言語文化論		4			休講	2		
		言語とグローバル社会		4			休講	2		
国文学 (国文学史を含む。)		日本文学概説	4			◎		1	中免必修※	
		日本文学史(近現代)	4			◎		1		
		日本文学史(上代・中古)		4	◎			1		
		日本文学史(中世・近世)		4	◎			1		
		日本文学研究と批評(近現代①)		4	◎			2		
		日本文学研究と批評(近現代②)		4			休講	2		
		日本文学研究と批評(古典①)		4	◎			2		
		日本文学研究と批評(古典②)		4		◎		2		
		日本文学の中のキリスト教A		2	○			2		
	日本文学の中のキリスト教B		2			休講	2			
漢文学		訓読学	4		◎			2		
		中国思想		4	◎			2		
書道(書写を中心とする。)		書道	2		◎	◎		1		
合 計			22	0	中免					
			20	*	高免 * P.315 表2 「上記いずれかより」					

※中免用科目。高免を履修するものが修得した場合、学科専門科目の単位となる。

〈教科に関する科目〉

免許法施行規則に定める科目区分等	手続	左記に対応する本学開設科目	単位		開講期			学年	備考 ○印週1回授業 ◎印週2回授業
			必修	選択	春学期	秋学期	その他		
生理学及び栄養学		体のしくみ・働き	2			*	集中	1	高免必修※
		病と健康の科学	2		○			1	
		栄養学(食品学を含む。)	2		○			1	
		免疫学・微生物学	2			○		2	
		食の文化		2			閉講	3	
衛生学及び公衆衛生学		環境衛生学	2			*	集中	1	
		公衆衛生学(予防医学を含む。)	2		○			1	
学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)		保健学総論	2			○		2	2017年度入学生用 2016年度入学生用「救急処置法(実習を含む。)」の履修をもって読み替える。
		小児保健学	2			○		1	
		学校保健概論(安全を含む。)	2			○		2	
		精神保健学	2		○			2	
		救急処置法(実習を含む。)	2			○		2	
		救急処置並びに実習	2			◎		2	
		病児・障害児の看護実習		1			閉講	2	
	学校健康相談		2	○			3		
合 計			20	0	中免				
			22	*	高免 * P.315表2「上記いずれかより」				

※高免用科目。中免を履修するものが修得した場合、学科専門科目の単位となる。

〈教科に関する科目〉

免許法施行規則に定める科目区分等	モジュール	左記に対応する本学開設科目	単位		開講期			学年	備考
			必修	選択	春学期	秋学期	その他		
社会福祉学 (職業指導を含む。)		現代社会と福祉	4			◎		1～	○印週1回授業 ◎印週2回授業
		公的扶助論		2		○		2～	
		地域福祉論		4	◎			2～	
高齢者福祉、 児童福祉及び 障害者福祉		高齢者福祉論B	2			○		2～	
		児童福祉論A	2		○			2～	
		児童福祉論B	2		○			2～	
		障害者福祉論B	2		○			2～	
社会福祉援助技術		社会福祉援助技術論A	4		◎			2～	
		社会福祉援助技術論B		4		◎		2～	
介護理論及び 介護技術		介護概論	2				閉講	1～	
		介護技術	2				閉講	1～	
社会福祉総合実習 (社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)		社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ		1	○			3	
		社会福祉援助技術現場実習指導Ⅱ		2		○	通年	3	
		社会福祉援助技術現場実習		6		*	集中	3	
		社会福祉援助実習*Ⅰ		1			休講	3	
		介護実習*Ⅰ		1			休講	3	
人体構造及び日常生活行動に関する理解		人体の構造と機能及び疾病	2			*	集中	1～	
		高齢者福祉論A	2			○		2～	
加齢及び障害に関する理解		障害者福祉論A	2		○			2～	
合 計			28	*2	高免	* P.315表2	「上記いずれかより」		

社会福祉援助実習および介護実習について

社会福祉援助実習および介護実習の合計2単位については2週間、もしくは社会福祉士の国家試験受験資格と並行して履修を進める場合、社会福祉援助技術現場実習と社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ・Ⅱの履修により教職課程終了要件として介護実習1単位のみ履修については1週間の実習が必要となる。

それぞれの科目について、実習に参加することにより実習先からの実習修了証明書が交付されるので、実習修了証明書が当該科目の採点評価対象に含まれる。したがって、履修年度の指定期間までに実習を終えなかった場合、実習修了証明書がないために採点評価の対象とすることができない。

指定期間中に実習を終えなかった場合、評価D(不合格)となり翌年度以降再履修しなくてはならないので、実習参加については十分注意すること。